


調 書 (決定)	
事件の表示	令和4年(才)第283号 令和4年(受)第346号
決定日	令和4年9月16日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	三浦 守 草野 耕一 岡村 和美 尾島 明
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	福岡高等裁判所令和2年(ネ)第284号(令和3年10月21日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。 <p>第2 理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上告について 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 2 上告受理申立てについて 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 <p style="text-align: center;">令和4年9月16日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 萌 出 義 信 </p>	

当事者目録

上告人兼申立人
上記270名訴訟代理人
弁護士
被上告人兼相手方
同代表者知事
同訴訟代理人弁護士
同指定代理人
被上告人兼相手方
同代表者市長
同訴訟代理人弁護士

別紙上告人兼申立人目録記載のとおり

馬奈木 昭	雄	ほか
長崎	県	
大石 賢	吾	
福田 浩	久	ほか
大田 安哲	也	ほか
佐世 保	市	
朝長 則	男	
山口 雅	司	ほか

これは正本である。

令和4年9月16日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌出 義信

